

# 令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号

48

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

## 提案事項(事項名)

土壤汚染対策法第3条第1項ただし書きによる調査義務の一時免除を受けた土地に係る土地の形質の変更の届出に関する事務手続きの見直し

## 提案団体

愛知県、埼玉県

## 制度の所管・関係府省

総務省、環境省

## 求める措置の具体的内容

法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壤汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする(土壤汚染対策法第4条第3項ただし書きと同様とする)。  
また、上記の内容の実現が困難とされる場合は、届出から調査結果提出までの手続を迅速化する手法を明示し、周知する。

## 具体的な支障事例

現在の手続きにおいては、届出が提出された場合、必ず命令を発出することになっている。また、命令は行政処分であるため、行政手続法の手順を踏まえる必要がある。そのため、具体的な事務の流れは、「届出提出(土地所有者等)」→「弁明の機会の付与(県)」→「回答(土地所有者等)」→「土壤汚染状況調査の実施及び結果の報告の命令(県)」→「土壤汚染状況調査結果提出(土地所有者等)」となる。  
土地所有者等が、届出時点において土壤汚染状況調査を実施していることも多く、調査命令の発出までの流れが、事務手続きの無駄になっているだけでなく、事業者の早期の工事着工を妨げる要因となっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

土地所有者の手続きの簡易化及び行政事務の効率化

## 根拠法令等

土壤汚染対策法第3条第7項、第3条第8項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、福島県、郡山市、茨城県、前橋市、川越市、千葉市、八王子市、神奈川県、横浜市、川崎市、静岡県、豊橋市、豊田市、三重県、京都市、大阪府、大阪市、茨木市、岡山県、徳島県、久留米市、大分県、沖縄県

- 土地所有者等が予め調査を実施している場合などでも不利益処分にあたる調査命令が必要となる。このため、弁明の機会の付与などの事務手続きが増えることや、工事着手への妨げなどが生じている。
- 本市においても、土地所有者が法第3条第7項の届出時点において、土壤汚染状況調査を実施している事例があり、調査命令を受けることなく、調査結果の報告をしたい旨の苦情・相談が寄せられている。
- ①行政事務に時間がかかるため、土地の形質の変更の着手の遅れに繋がっている(平成31年度 土壤汚

染対策法第3条第7項に基づく届出件数:4件)。②事務手続きの効率化が図られる。

## 各府省からの第1次回答

(法第3条第7項に基づく土地の形質の変更の届出に併せて、土壤汚染状況調査の結果を報告できるものとし、報告した場合には、県から調査の実施及び結果の報告の命令を受けることを免れることができるものとする規定を置くことについて)

土壤汚染対策法(以下「法」という。)第3条第1項に該当する土地は、有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地であり、有害物質による汚染の蓋然性が高いことから、土地所有者等に必ず調査・報告してもらう必要があります。

法第3条第1項ただし書に基づき調査義務の一時的免除を受けた土地において土地の形質の変更を行う場合についても、その土地が有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地である以上、必ず調査・報告してもらう必要があります。

そのため、法第3条第7項の届出があった際に、都道府県知事は、土地の所有者等に対して必ず調査・報告の命令をしなければならないことと規定したものです。

一方、法第4条においては、土地の形質の変更の届出を受けて、都道府県知事が、当該土地が汚染されているおそれがあると判断した場合にはじめて、調査・報告を命ずることと規定しています。すなわち、法第4条は、法第3条の場合と異なり、必ず調査・報告を求める性質のものではありません。

このため、法第4条の届出をした場合、事業者にとっては調査・報告を命じられるかどうかについての予見可能性がなく、事業の行程に支障が生じる場合があります。

そこで、平成29年の法改正で、都道府県知事の判断を待たずして、土地の形質の変更の届出に併せて、指定調査機関による調査の結果を添付することができる規定(法第4条第2項)を置いたものです。

このように、法第3条の調査と法第4条の調査は考え方が異なることから、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことはできません。

ただし、「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について(平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号)※」において「同条(※法第3条)第8項の命令に対して、土地の形質の変更を計画的に実施する観点等から当該命令が行われる前に指定調査機関に同条第1項の環境省令で定める方法により調査をさせた結果が提出された場合であって、当該調査以後に新たな汚染のおそれがないときは、当該調査の結果を当該命令に基づく調査の報告に利用することができるものとする。」としているとおり、法第3条第8項の命令自体は省略できないものの、命令に先立ち行われた調査の結果を当該命令に対する報告として利用して差し支えないこととしております。

※[http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no\\_1903015.pdf](http://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009/no_1903015.pdf)

(法第3条第8項の命令の発出に当たり必要な行政手続法上の手続について)

○法第3条第8項の命令は、土地の所有者等に対し調査・報告を命ずるものであり、これは法的義務を課す行為であることから、行政手続法(以下「行手法」という。)第2条第4号に規定する不利益処分に該当します。

○行手法第13条第1項では、行政庁が不利益処分をしようとする場合には、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を執らなければならないと定められています。

○一方、法第3条第8項の命令については、土地の形質の変更の届出があった場合に、裁量の余地なく発動が都道府県知事に義務付けられており、いかなる弁明があろうとも、届出があったことをもって命令を発せざるを得ないことから、弁明等の事前手続を経る実益は全くないものとなっています。

○そこで、改めて、当該命令について行手法の適用対象となる処分であるかどうかを検討したところ、当該命令は、行手法第2章から第4章の2までの規定が適用除外となる、同法第3条第1項第14号に規定する「報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分」に該当するものと判断しました。

○そのため、法第3条第8項の命令の発出に当たり、行手法第13条第1項第2号の弁明手続を経る必要はありません。

(今後の運用について)

○以上を踏まえ、法第3条第7項の届出に併せて調査結果の報告を行ったり、同条第8項の命令を省略したりすることはできませんが、都道府県は法第3条第7項の届出を受けた直後に同条第8項の命令発出のための手続(決裁等)に着手し、当該命令を受けた者は当該命令の直後に調査結果の報告を行う形で運用することが可能となり、一連の手続に要する期間を短縮することが可能です。なお、この点別途都道府県に通知することとします。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法第3条第1項ただし書に基づき調査義務の一時的免除を受けた土地において土地の形質の変更を行う場合に、その土地が有害物質使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地である以上、環境省の回答のとおり、調査・報告は必要と考えるが、土地所有者等への調査・報告の義務付けのために都道府県知事が必ず命令をしなければならないとされる規定の必要性について、検討をいただきたい。

なお、この場合の調査は、法第3条第8項の命令が発出される前に実施することが認められていることから、ほとんどの案件で土地所有者等が法第3条第7項の届出前に調査に着手しているのが実態であり、届出に併せて、調査結果の報告を可能としても支障はないと考える。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

##### 【三重県】

法第3条第1項及び法第3条第7項といった必ず調査・報告が必要なものと異なり、法第4条の場合は、事業者に見込み可能性がないといったことから指定調査機関の調査の結果を添付することができるといった規定を設けた貴省の考えには異論はありません。

しかし、法第3条第7項の届出に際して、同条第1項と同様の調査結果を併せて提出された場合は、改めて同条第8項による調査命令の必要性はなくなるため、その場合、法第3条第8項に「ただし、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に第1項の環境省令で定める方法により調査させて、その調査の結果を報告した場合は、この限りでない」等と規定することで、調査命令の省略について対応が可能と考えます。

#### 地方六団体からの意見

##### 【全国市長会】

提案の実現を求めるものであるが、関係府省からの見解（一次回答）に関し、事業者に対しても周知徹底を求めるとする意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

#### 各府省からの第2次回答

第一次回答のとおり、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことは、見込み可能性の有無の観点から、法制的に困難です。

また、自ら申請して法第3条第1項ただし書の確認（調査義務の一時的免除）を受けたにもかかわらず、当該者が土地の形質の変更の必要が生じた途端、進んで調査結果の提出をできるとすることには、理がなく、法第3条第1項ただし書の確認（調査義務の一時的免除）を受けている以上、改めて土地所有者に調査義務をかける必要があるため、当該確認の取り消し（同条第6項）や調査・報告命令（同条第8項）といった行政行為が必要と考えられます。

このように、法第3条第7項・第8項には、法第4条第2項のような届出に併せて調査結果の報告を可能とする規定を置くことはできません。

この点、事業者は土地の形質の変更を行う場合必ず調査命令を受けることにつき見込み可能性があることから、そのような規定がなくとも、計画的に法第3条第7項の届出や土壌汚染状況調査を実施することにより、円滑な事業実施が可能であると考えます。

なお、法第3条第8項の命令の発出に当たり、行手法第13条第1項第2号の弁明手続を経る必要がないこと等については、第一次回答のとおり都道府県に通知するとともに、事業者への周知についても、可能な限り対応いたします。

#### 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）記載内容

##### 5【環境省】

###### (7)土壌汚染対策法(平14法53)

使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者等に対する土壌汚染状況の調査・報告の命令については、都道府県知事が土壌汚染状況の調査・報告を一時的に免除した土地の形質の変更の届出を受理したときの命令(3条8項)を行う場合には、行政手続法(平5法88)第2章から第4章の2までの規定が適用されないことを明確化し、地方公共団体等に周知する。

[措置済み(令和2年11月25日付け環境省水・大気環境局土壌環境課長通知)]

(関係府省:総務省)